

[事案 29-305] 契約内容遡及変更請求

・平成 30 年 6 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時に募集人から説明された内容（保険種類、入院給付金日額）にて契約が成立しているものとして、説明通りの入院給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 8 月に契約した引受基準緩和型医療保険に基づいて、平成 27 年以降の 5 回の入院について、入院給付金日額 5,000 円で計算した入院給付金等の支払いを受けていたが、以下等の理由により、本契約は入院給付金の日額を 1 万円として成立したものであるから、既払いの給付金額と、日額 1 万円で計算した給付金額との差額および慰謝料を支払ってほしい。

(1) 契約時に、本契約は緩和型の保険であるとの説明がなかった。

(2) 入院給付金の日額は 1 万円であるとの説明を受けた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 申立人に対して、契約概要を使用して、十分な説明を行い、申立人に本契約の医療保険が緩和型であることを理解してもらった上で、申込みを受けている。

(2) 募集人が非緩和型医療保険の契約概要を作成した形跡はなく、募集より前に、既往症により申立人は非緩和型医療保険に加入できないと判断し、緩和型の医療保険を提案したと考えられる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および契約時に募集人に同行した営業所長に対して事情聴取を行った。なお、募集人は退職済みであり、協力を得られず、事情聴取を実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約が入院給付金の日額を 1 万円として成立したとは認められず、募集人の説明義務違反も認められず、申立人が、本契約が引受基準緩和型であることを認識しないで申込みをしたとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して手続を終了した。